

六、日給貳圓以下ノ職工ニ對スル増給ノ件ハ妻子其他扶養ノ義務ヲ負フ爲メ生計困難ト認ムルモノニ限り貳割以内ノ範圍ニ於テ貳圓ヲ限度トシ相當補給ノ方法ヲ取ル可シ
七、定期昇給ノ件ハ毎年壹回九月ニ於テ詮衡ノ上昇給セシム但シ特別ノモノハ臨時選抜昇給ヲ行フ事アル可シ

八、殘業歩増ノ件ハ舊ニ復ス

九、職工往復配船ノ件ハ改善方法ヲトル事トス

十、今回ノ件ニ就キ犠牲者ヲ出ササル事ヲ承認ス但其行動常軌ヲ逸スルモノハ此ノ限ニアラズ

右 回 答 ス

大正拾年六月七日

藤永田造船所主

永田 三十郎

回答の説明概要

今回提出されました要求なるものは十箇條ありますけれども其主なるものは
第一 団体交渉権の承認 でありまして委員方から承れば、既に大阪造船労働組合なるものも出来て居りまして此種の団体が出来るに従つて、其代表者が職工側の利害問題につき、工場主と交渉する権利を認めよとの御申出かと存じますが、何分吾國にはまだ労働組合の法律もない位、で工場主と職工衆との間には雇者被雇者が各別に約束した労働條件を守る外なき有様であるから、此分では職工側の意見を工場主へ傳へることも難かしい状態に於て双方の利益となることもないとは限りませぬから、弊所でも工場委員とか労働調査會とか申すものを設けてはと思ふて居ります折柄、此要求が出たのでありまして、工場側の能率を高めて双方の利益を進める爲めには決して悪い考ではないと信じますが、さりとて職工方の意志のまゝに作られる組合が、屹度全体の職工方の利益となり、幸福を増すに限ると思はれぬ點があり、一步を誤れば却て國の産業を、衰へさせるやうの事がないとも言はれませぬから、弊所では組合の目的が、組織方法とか手続方針とか主分は調査を考へて、利多くして害の少いものを得たいと考へ、第一回の回答に「慎重考究の要あり五日以内回答す」と述べたには此方で職工側の御意見をも參酌して時代に適應する善良の機關を作ることにするに答へた次第でありますけれども是れでも得心させぬから、双方が調査會を組織し十分協議の上作り上げた団体のみを認めて相互交渉の機關としたいと答へた次第であります、此邊は篤と御考へありて弊所の誠意のあるところを御諒察下されたいと希ひます
申すまでもありませんが弊所主が疾く戦後には造船の不景氣なることを豫知しながら工場を擴げたり、むづかしい利益のない海軍の御用を引受けたりして莫大の資金を投じ、又た車輛じや、鐵管じやと新しい恰好の仕事を思ひついて、其度毎に資金を固定させて居るのも、ごうかして工場を維持してゆき、失業者を出すまいとの誠意に外ならぬので、彼の多くの裕金を有て工業も何もせぬ人達と自から趣を異にして居るのは職工衆と苦樂を偕にする覺悟があればこそ出来たことで、多くの株主から出資を仰いで居る會社と違ひ一人として此の如き大膽な舉にいで、居るのは一に勞資の協調が出来ないものでない勞資の協調さへ出来れば、産業は破壊されるものでない強い信念に基づいて居ることを諒とせられたい
第二 工場の都合による解雇手當 の事ですが是れは從來一定の規程がなかつたのですから随分過大の要求をされたこと、存じます、然るに弊所では前段に述べた如く引合はぬまでも成るべく職工衆の仕事に亡くしない方針を執りて居るのですから到底要求の如き事は行はれませぬ、最後の回答のものは、實に弊所の爲し得る最大限度のものであります、而して此際の事でありまして、今日までに業に就かれ居る臨時職工の方にも均しく同一の手當を支給することにしました
此他 請負制度の改善の如きは工場主の利益の爲めにも速に實行すべき事柄であり衛生設備の充實殘業、歩増、日給貳圓以下の方へ對する補給方法、定時臨時昇給及び交通上の施設などは説明を要せぬと信じますから省略しますが
最後に今回の事につき過日來の狀勢から看ますると、要求と回答との間に是れは勝つた、彼れは負けたといふ風に、兎角勝負の問題のように思はれる事がありはしまいか、此種の事は所謂協調なるものでありまして勝負を争ふ事ではないと信じます、少しでも勝負の氣分がありとすれば自から意地づくとなるを免れませぬから、吳々も冷静に御判断を乞ひたいものです